

## 平成 27 年度 二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト 補助事業公募に関する質問に対する回答

### 【メールでの質問（6/16～6/18）への回答】

- Q： 人件費について、実績単価、受託単価、健保等級等と例示があるが、一方「平成 27 年度二国間クレジット制度案件組成事業（JCM PS）」では似た費目として労務費があり、『農林水産、国土交通の 2 省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること』との記載もある。本事業での人件費について、JCM PS の労務費とは異なり、申請組織の受託単価が適用されるという理解でいいのか。
- A： 本 REDD+事業における人件費単価は、補助事業者における従事予定者の実績単価（年間総支給額及び法定福利費を労働時間で除したもの）を適用いただくこととなります。
- Q： 交付要綱の第 16 条には、「補助実施者は、補助事業を実施した年度及びその後の 3 年間について、JCM で承認されることを想定した温室効果ガス吸収・排出回避量の MRV 方法論により、実際に MRV を実施して温室効果ガス吸収・排出回避量を測定するとともに、年度毎に年度の終了後 30 日以内に当該年度の温室効果ガス吸収・排出回避量の測定結果について、様式 15 による事業実施状況報告書を大臣に提出しなければならない」と記載があるが、本事業は単年度契約で実施されるものであり、事業そのものが来年度以降に継続されるかが分からない状況との説明があった。加えて、現状では REDD+事業に係る『方法論開発ガイドライン』等が開発過程にあり、適用する MRV 方法論として具体的なものが存在しない状況である。今後 3 年間の事業実施状況報告書の作成にあたっては、事業で開発・適用予定とする方法論を用い、それによって報告書を作成するという理解でいいのか。また、その際の Verification (V) については第三者検証機関等による外部審査（有料）は任意という理解でいいのか。
- A： 補助事業実施後 3 年間の事業実施状況報告書の作成については、ご指摘のとおりの方法で支障ありません。ガイドライン承認後は開発した方法論の承認を目指していただき、承認された暁には当該承認方法論に基づいた報告をお願い致します。なお、事業実施状況報告書の作成に当たり、検証（Verification）は求めています。
- Q： 説明会では、昨年度実証調査で用いた人件費を使用できるとの説明だったと記憶している。弊社では以下の 2 点の費目から構成される人件費を用いたいと考えているが、問題ないか。  
①人件費：受託部門に所属し、調査研究・コンサルティングに従事する者の人件費、具体的には「給与（標準年収）＋賞与＋通勤費＋法定福利費＋福利厚生費＋退職金引当金等」。  
②部門固定経費：生産部門の固定的経費、具体的には「部門内管理スタッフの人件費＋部門内スペースコスト＋間接物件費等」。
- A： 昨年度調査で用いた人件費をすべて使用できるとの説明はしていませんが、ご提示いただいた構成要素に対するご回答は以下の通りです。  
【人件費に含まれるもの】①のうち、給与（時間外手当、食事手当等は除外）＋賞与＋通勤手当＋法定福利費  
【人件費に含まれないもの】①のうち、福利厚生費と退職金引当金および②の全て  
詳細は、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針」P.2（1）日額単価の算出方法等を参照ください。  
<http://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/notice/bp-ebcc.pdf>  
なお、提案時には貴社受託単価にて積算いただいても差し支えありませんが、交付申請時には上記の人件費単価にて積算いただくこととなります。

- Q： 交付要綱（交付の対象等）第4条「国際コンソーシアムが実施する補助事業に要する経費」と明記されているが、補助事業実施者は、国際コンソーシアムであることが前提とされているのか。
- A： 本補助事業実施に当たっては、国際コンソーシアム結成が不可欠な条件です。
- Q： 交付要綱（交付額の算定方法）第5条の内容を鑑みますと、内税で4,000万円という解釈でいいのか。
- A： 補助事業ですので、消費税は補助対象となりません。
- Q： 交付要綱（交付の条件）第9条二「補助事業を遂行するために、売買、請負その他の契約をする場合」に関して、弊社事業では、H23年度より REDD+FS を実施しており、最適と判断した団体に継続して、作業をお願いしている。情報共有、事業理解、協力体制、作業の進捗状況から、一般競争により他の団体へ依頼することが不効率、不適切であると考えているが、その場合は、正当な理由を明示した後に、当該団体への随意契約は可能か。
- A： 一般競争が困難又は不適當かどうか、これまでの経緯を書面にて作成お願いいたします。その上で随意契約が可能か判断いたします。
- Q： 交付要綱（交付の条件）第9条 三 ア「事業補助に要する経費の配分」に関して、人件費と業務費間の配分の変更も可能か。例えば、業務費の中の1項目の配分を人件費の配分へ（低い方の額の15%以内）変更することは可能か。
- A： 可能です。
- Q： 交付要綱（MRVの実施、クレジットの納入）第16条2 補助事業を実施した年度及びその後の3年間について、実際にMRVを実施して、年度毎に報告する事が明記されているが、これに関して、毎年モニタリング、報告、検証を実施するという事か。
- A： 毎年モニタリングを実施し、交付要綱様式第15により報告していただきます。事業実施状況報告書の作成に当たり、検証（Verification）は求めています。
- Q： 交付要綱（MRVの実施、クレジットの納入）第16条2に関して、今年度及びその後の3年間、MRVを実施する場合に、今年度以降の3年間分のMRVの経費を、今年度補助事業の4,000万円の内から捻出する事は可能か。例えば、今年度及び3年間分を一括契約として、今年度中に支払いを完了させる事は可能か。
- A： 平成28年3月5日以降に実施する項目に関する経費は補助対象経費として計上することはできません。
- Q： 交付要綱（MRVの実施、クレジットの納入）第16条2に関して、検証について、JCMの検証に関するガイドライン等が定まる前の段階で合った場合には、どのような方法で実施できるのか。
- A： 事業実施状況報告書の作成に当たり、検証（Verification）は求めています。なお、今後各種ガイドラインについては、早急に整備し、検証までには間に合わせる予定です。
- Q： クレジットの配分に関しまして、事業実施国の法令で定められた配分量を除いたものの内、2分の1以上を日本国政府に納入とされているが、例えば、今年度の補助金4,000万円と自社の手出し資金4,000万円とし、来年度以降3年間、毎年継続して自社手出し資金を8,000万円ずつとした場合にも、出資比率に関係なく、2分の1のクレジットを日本政府に納入することになるのか。
- A： 出資比率に関係なく、ホスト国の法令で定められた配分量を除いたもののうち2分の1のクレジットを日本政府に納入していただくこととなります。
- Q： 委託費の上限は昨年度の外注費と同様に50%なのか。
- A： 本年度は補助事業なので、委託費（外注）の上限50%というルールはありません。

- Q：実施要領（3）交付の対象となる事業の範囲 ③「クレジット発行に必要な手続きに要する費用」と記載があるが、JCM クレジット発行の前提として、事業実施国での REDD+事業登録（レジストリ）が必要となる場合には、この事業登録の手続きに要する費用も補助の対象となるか。
- A：登録手続き費用は対象外となります。
- Q：実施要領（3）交付の対象となる事業の範囲④に「現地関係者への普及啓発」も対象とされているが、現地関係者への謝礼金なども対象となるか。
- A：謝礼金は対象外となります。
- Q：実施要領（3）交付の対象となる事業の範囲④に関し、事業実施国の公務員への旅費や謝礼金は対象になるか。例えば、JCM 事務局または、インドネシア環境林業省の方が現地視察に来た際の、旅費交通費、謝礼金などは、対象と出来るか。また、その場合の妥当な金額設定等については、何を元に判断したら良いのか。
- A：謝礼金や、国際コンソーシアムのメンバー以外に対する旅費は対象外となります。
- Q：実施要領（3）交付の対象となる事業の範囲 ①～⑤ 交付の対象となる事業の範囲の①～⑤の項目の中で、実際に GHG 吸収・排出回避量を創出させるための活動が明記されていないが、実際に GHG 吸収・排出回避量、つまりクレジット量へと直結する活動も対象となるのか。例えば、森林減少・劣化の抑制の為の管理活動、また劣化地・荒廃地での森林再生活動も対象となるか。
- A：森林管理活動や再生活動については対象外とはしていません。但し、ホスト国の方針によっては、認められない可能性がある点にご注意ください。
- Q：公募要領（12）取得財産の管理等について「補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示」と、あるが、具体的にどのような事を行えばよいのか。
- A：環境省補助事業である旨を示すステッカー等を貼っていただくこととなります。
- Q：国際コンソーシアムの場合、事業実施国側の共同事業者の人件費は、経費区分の人件費に当てはまるのか。
- A：人件費としてください。
- Q：業務費の旅費の費目についてですが、国際コンソーシアムの共同事業者の旅費も対象となるか。また旅費に関して、支払い形態やチケットの種類等により、対象とならない場合などの制約があれば説明いただきたい。
- A：当該事業に直接必要な旅費については、補助対象となります。支払い形態やチケット種類については、事業者の内規等に基づき適切に判断ください。また、最も経済的・効率的な支出となるようご注意ください。
- Q：国際コンソーシアムの場合、日本法人が代表事業者で補助金を受け取ることになるが、共同事業者への海外送金の場合の手数料や税金については、対象となるか。
- A：対象外となります。
- Q：委託料に関して、補助事業の場合にも、現状の業務形態で一括委託することは可能か。
- A：効率的に経費を活用していることを証明できれば一括契約とすることも可能です。
- Q：設備費に関して、事業で使用するボートなどの購入は対象になるか。弊社事業の場合、事業地が沿岸域に広がっており、陸路がない為にアクセス手段がボートのみで、活動実施には必要不可欠なものだが、対象となるか。
- A：設備費として計上可能です。但し、事業で使用する明確な理由を書面で添えてください。
- Q：「森林との共生手段確立」では、どのような費用まで対象となるか。備品や加工工程の為の機

器・設備などの購入も対象となるか。

A： 設備費、消耗品費又は備品購入費にて対象となる可能性がありますが、この事業で使用することに係る合理的な理由を確認させていただきます。

以上